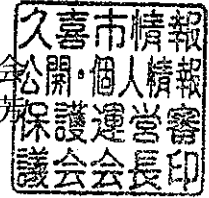




情個審議答申第2号
令和3年8月4日

久喜市長 梅田修一様

久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 佐世



個人情報保護条例第9条の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年7月21日付け久障第1753号で諮問のありました標記の件につ
きまして、下記のとおり答申いたします。

記

久喜市個人情報保護条例第9条第1項第5号及び同条第3項の規定に基づく
個人情報の目的外利用については、諮問の内容を適当と認める。